



厚生労働省福島労働局発表  
平成 23 年 4 月 7 日

\*地震関連第 4 4 報

担 当	福島労働局職業対策課
	課 長 羽曾部 金 光
	課長補佐 岩見 竹志
	電 話 024-529-5463

## 東日本大震災等に伴う実習型雇用支援事業の拡充について

実習型雇用支援事業は、未経験分野等への再就職を希望する方を対象に、企業と原則 6 カ月間（実習型雇用期間）の有期雇用契約を結び、指導者のもとで指導を受けながら必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用につながる制度ですが、東日本大震災に伴う被災地域については、下記のとおり拡充し実施いたします。

### 記

#### 1 対象者について

青森県、岩手県、宮城県、福島県（県内全市町村適用）、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県における災害救助法適用市町村で①又は②に該当する方

①平成 23 年 3 月 11 日時点において上記に居住していた方

②上記に所在する事業所に雇用されていた方で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方

詳しくは別紙リーフレット『お仕事をお探しの方へ』をご覧ください

#### 2 対象事業主について

青森県、岩手県、宮城県、福島県（県内全市町村適用）、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県内の事業所において、ハローワークに実習型雇用として受け入れるための求人登録をし、上記 1 の対象者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主の方

詳しくは別紙リーフレット『事業主の方へ』をご覧ください

詳しくは、福島労働局またはハローワークへお問い合わせください。

# お仕事をお探しの方へ

## ～実習型雇用支援事業のご案内～

～東日本大震災等に伴う被災地域の方の再就職を支援します～

### 実習型雇用による再就職支援について

未経験分野等への再就職を希望している求職者の方を対象に、希望する分野の企業と原則6か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

- ※ 実習型雇用期間は有期雇用契約を締結しますので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。
- ※ 実習型雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ※ 実習型雇用を実施する事業主は、ハローワークにおいて実習型雇用に係る求人登録をしている事業主であって、実習型雇用終了後に正規雇用として当該求職者を雇い入れることを前提に受け入れる事業主となっています。(ただし、「正規雇用に移行するための要件」に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。)

### 実習型雇用による再就職支援の対象となる方

#### 【対象県】

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

上記対象県内の事業所で実習型雇用を行う場合は、以下の①又は②に該当する方で、

- ① 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に平成23年3月11日時点において居住していた方
- ② 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた方で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方

以下の①から④のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 希望する職種等に係る分野について、職務経験がない方
- ② 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない方
- ③ 職業紹介以前からすでに当該事業主との間で雇用予約がなされていない方
- ④ 実習型雇用開始時に65歳以上である場合、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった方 等

実習型雇用による再就職支援を受けるためには、ハローワークの求職登録が必要です。  
まずはお近くの労働局又はハローワークにご相談ください。



# 事業主の方へ

## ～実習型雇用支援事業のご案内～

東日本大震災等に伴う被災地域県内においては、基金訓練修了者以外の方でも、被災された方(※)を対象として実習型雇用が可能となります。

### 実習型雇用とは

未経験分野等への再就職を希望している求職者の方を対象に、希望する分野の企業と原則6か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

実習型雇用やその後の正規雇用による雇入れ等に対しては、助成金が支給されます。

### 実習型雇用支援事業の対象となる事業主

#### 【対象県】

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- 上記対象県内の事業所において実習型雇用を実施する事業主の方
- ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしている事業主の方
- 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主の方 等

※ 企業規模や業種などの要件はありません。

(※) なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、基金訓練修了者、又は以下の

①又は②に該当する方で、

- ① 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に平成23年3月11日時点において居住していた方
- ② 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた方で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方

以下の①から④のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 希望する職種等に係る分野について、職務経験がない方
- ② 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない方
- ③ すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない方
- ④ 実習型雇用開始時に65歳以上である場合、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった方 等

## 助成金の支給内容

### A 実習型試行雇用奨励金

- 実習型雇用により求職者を受け入れた場合 → **月額10万円**
- ※ 実習型試行雇用奨励金は、対象者1人につき、雇い入れた日から1か月単位で最長6か月まで支給されます。

### B 正規雇用奨励金

- 実習型雇用終了後に常用雇用として雇い入れた場合 → **100万円**
- ※ 正規雇用奨励金は、常用雇用後6か月の定着と、さらにその後6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

## ～ 実習型雇用の流れ ～

### 1 ハローワークでの職業紹介

- ・ ハローワークに実習型雇用の求人登録をしていただき、ハローワークにおいて、対象者に個別にマッチングを行います。マッチングが成立すれば実習型雇用のために原則6か月(※)の有期雇用契約を締結していただきます。
- ※ 事業主と対象者との合意により、4か月又は5か月の期間を設定できますが、3か月以下や6か月を超えることはできません。

### 2 実習計画書の策定及び提出

- ・ 実習型雇用の実施に当たっては、実習型雇用開始後2週間以内に、実習型雇用期間中の労働条件、常用雇用に移行するための要件、実習等の内容、等を記載した実習型雇用実施計画書(その1・その2)について対象者と十分に話し合い、同意を得た上で、職業紹介を行ったハローワークに提出していただきます。

### 3 実習、座学等の実施

- ・ 技能及び経験を有する指導者のもとで実習、座学等を実施(※)します。
- ※ 途中で常用雇用に移行する場合であっても、3か月を超える実習等を実施する必要があります。

### 4 実習型雇用終了

- ・ 実習型雇用を終了した日の翌日から起算して1か月以内に、実習型試行雇用奨励金について、管轄ハローワーク(※)を経由して、都道府県労働局に支給申請を行います。
- ※ 雇用保険適用事業所を単位とし、実習型雇用を実施した事業所を管轄するハローワーク

### 5 正規雇用

- ・ 6か月定着後、1か月以内に、第1期正規雇用奨励金(50万円)について、管轄ハローワークを経由して、都道府県労働局に支給申請し、さらに6か月定着後、1か月以内に、第2期正規雇用奨励金(50万円)について同様に支給申請を行います。

助成金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークまでお問い合わせください。

